

第2部

就学前から卒業後につながる 支援体制

京 都 府

広域特別支援連携協議会



教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局や大学、親の会等の関係者が参加し障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の整備について協議します。

特別支援教育コーディネーター養成
研修・スキルアップ研修の実施
一般教員研修の実施



特別支援教育充実事業
による講師配置
(府独自事業)

専門家チームの設置
検討会議開催

巡回相談員の派遣
及び相談の実施



各 支 援 地 域・市 町 村



支援地域連携協議会

教育局管内ごとに府立養護学校や関係機関等の関係者が参加し、管内の特別支援教育の推進と支援の在り方を検討します。

巡回相談の実施



教育局

養護学校の
センター的機能

養護学校・地域等連携
推進事業の実施
教育相談・講師派遣・研
修講座開催等
(府独自事業)

教育センター



幼稚園等

校(園)内体制の整備



小・中学校

校内体制の整備

- 校内委員会の設置・運営
- 特別支援教育コーディネーターの指名
- 個別の教育支援計画策定

高等学校



校内体制の整備

医療機関

児童相談所

通園施設

早期発見

- 1.6歳児健診
- 3歳児健診
- 就学時健診

早期発達支援

- 幼稚園
- 保育所

特別支援教育

- 小・中・高校

放課後支援

- 学童保育

就労移行支援

- 高校

就労支援

- 障害者職業
センター

地域生活支援

- 支援センター

個別の支援計画

(平成18年度京都府特別支援体制推進事業／文部科学省特別支援教育課作成資料参照)

幼稚園における特別支援教育の実践

亀岡市の幼稚園における特別支援教育の推進について

平成18年度、亀岡市は市立幼稚園（3園）における特別支援教育推進体制の確立を図るため、個別支援が必要な子どもを支援するシステムの構築を図った。小・中学校での支援体制の確立の観点を参考に、就学前としての特性を考慮しながら、以下の点について整備を進めた。

園内体制の構築・・・3つのツールの確立

- ①園内委員会
- ②特別支援教育コーディネーターの指名
- ③個別の指導計画の作成

体制整備にかかわるポイント

- ①支援を必要とする幼児の早期発見・早期発達支援
- ②専門機関の活用と関連機関との連携
- ③小学校への滑らかな移行



（1）幼児を支援するための園内体制の構築・・・ツール①②の確立

園内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名を進めながら、次の視点で共通理解を図り、具体的な支援についてのサポート体制を整えた。

ア 担任が抱え込まないこと。

- ・気づきを大切に
- ・育ち合う関係を大切にしたい保育

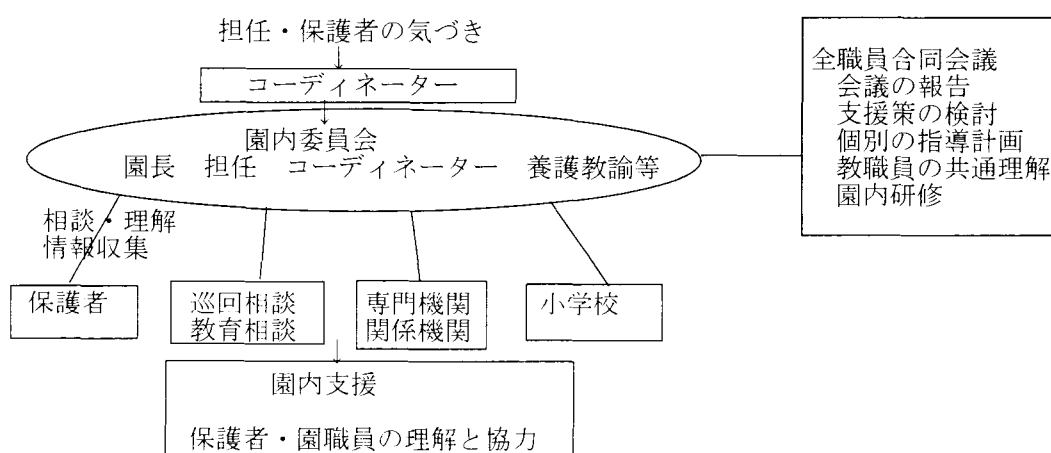
イ チームとして取り組むこと

- ・コーディネーターが中心に
- ・具体的な支援の手立ての検討

ウ 保護者との信頼関係を大切にしたい連携

エ 専門機関の活用と関係機関との連携

例；A幼稚園の園内体制



（2）個別の指導計画の作成・・・ツール③の確立

今年度は、個別支援が必要な幼児（発達が気になる幼児を含め）の発達状況や専門家のアドバイス、保護者の願いを踏まえ、長期目標・短期目標・具体的な支援・評価の記載方法などの検討を進めた。「特別支援教育推進ガイド」（H17.3 府教委発行）を参考に、「役に立つもの」「具体性のあるもの」という2つのポイントを大切にしたい。

特に、幼児の発達の特性を踏まえた適切な支援となるように、幼稚園教育要領の5領域をもとに、具体的な保育支援につながる内容で項目を設定した。また、誰でも個別の指導計画を見てその子への対応のポイントがわかることを心がけて作成した。

※幼稚園の「個別の指導計画」例

No.1 〈実態調べ〉

平成18年度 個別の指導計画

実態調べ

園 名： _____

クラス名： _____

担任名： _____

幼児名： _____

生年月日： _____

・生育歴等

・障害の状況

・発達検査の記録

項 目	実 態 (年 度 当 初)
生活面	
・食事、排泄、着脱	
・物の片付け等	
運動・身体面	
・健康状態	
・全身運動、リズム等	
作業面	
・えがく、つくる	
・手指の操作性等	
認知・言語面	
・ことば、かいた	
・物への対応	
社会性・対人関係面	
・人への対応	
・集団参加	
その他	

No.2 〈1学期〉

保護者の願い _____

担任の願い _____

検査等から
(医療専門機関)

長期目標 _____

	幼児の様子	短期目標	達成まで	達成の証
生活面				
運動・身体面				
作業面				

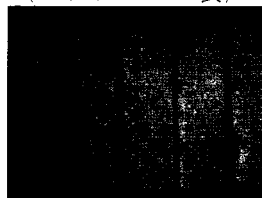
No.3 〈2学期〉

長期目標 _____

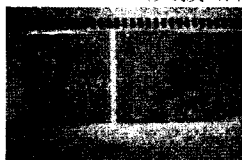
	幼児の様子	短期目標	達成まで	達成の証
生活面				
運動				

※B児への具体的な支援例

〈スケジュール表〉



〈支援用絵カード等〉



(3) 体制整備に関わるポイント

①支援を必要とする幼児の気付き・具体的な教育支援の在り方

- ・教職員への研修の充実（3園合同研修、亀岡市教育研究所研修講座への参加）
- ・園内の特別支援教育推進体制の在り方
- ・個別の指導計画作成に向けての研修

②専門機関の活用・関連機関等との連携

- ・亀岡市就学指導委員会（教育相談事業）との連携
- ・亀岡市特別支援教育巡回相談委員会の活用
- ・発達障害児相談支援なんたんモデル事業（京都府南丹保健所）との連携

③各小学校との連携

(4) 成果と課題

研修や協議を通して、各幼稚園の特別支援教育の体制整備を進めた。特に「個別の指導計画」の作成を通して、必要な教育支援の具体的方法や視点の共有化が図れた。また、園内支援の立場に立ちチームとして支援することの理解と認識が深められた。

しかし、日常的にサポート体制がうまく機能していくためには、一人一人の教員の専門性の向上を図ることが大切である。幼稚園教員対象の特別支援教育に関わる研修、また、市内三園合同の研修機会を活用し事例検討等を積極的に取り組むことが必要である。

また、小学校へ一貫した支援へつないでいくため、専門機関・関係機関、小学校との連携を深め、「個別の教育支援計画」策定に向けた取組を推進していくことも課題である。

高等学校における特別支援教育の実践

京都府立の高等学校では今年度モデル校に指定された学校をはじめ、いくつかの高等学校で、ニーズに応じて在籍生徒の教育相談や、特別支援教育コーディネーター養成研修の受講など「できることから」の取組が始まっています。

高等学校での支援・配慮の在り方、卒業後の進路に向けた取組の中で、本人が障害をどうとらえているか、中学校や保護者等から障害について連絡がある場合とない場合の対応、それらの状況により医師の診断を勧めることの是非などが課題としてあげられています。

平成 19 年 4 月からは、高等学校においても校内体制の整備を行うこととなりますので、高等学校における体制づくりや取組の参考としていただけるよう、その一部とそこで工夫され、使用された資料を紹介します。

情報の収集と対応

- ① 対象生徒・保護者・担任・コーディネーターでの面談
本人・保護者の学校への思いや「これからどうしたいか」などの聞き取り
- ② 障害特性の把握
聞き取りやチェックリスト等の利用－教科担任へのアンケートも併用（資料Ⅱ）
- ③ 支援計画の作成
①、②をもとに支援計画を作成（現状把握、具体的支援等：資料Ⅰ－１～４）
- ④ 対象生徒への支援
進級及び進路実現や「生きる力」を身に付けられることを目指した支援の実施

教職員の共通認識

- ① 校内委員会にあたる会議等で報告し教科担任・学年部には随時確認
- ② ケーススタディ形式で教職員研修を実施（講師：養護学校巡回相談員など）
- ③ 必要に応じて教科担当者会議を持ち、学校生活上支障を来している事象や、指示・言葉かけの仕方について確認

巡回相談員等の活用

- ① 発達検査等の実施
- ② 障害特性・検査結果等に配慮した具体的な支援計画の作成
- ③ 対象生徒・保護者との相談
- ④ その他の気になる生徒についての授業の参観・必要な支援の検討

高等学校において、特別支援教育を推進するために工夫したいこと

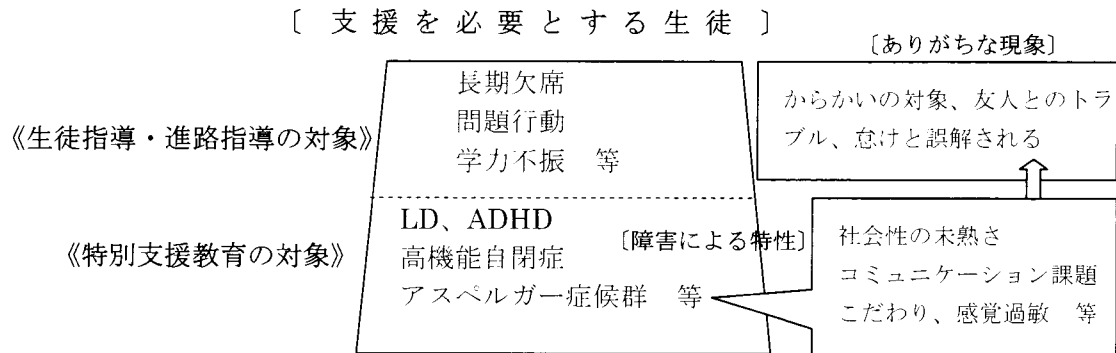
- ① 「校内委員会」を新しく設置するのではなく、既存の会議にその役割を組み込む。
又は、設置した「校内委員会」に既存の会議を吸収する。
- ② 校内で「できること」と「できないこと」を整理しておく。
「できること」は具体的な展開方法を整理しておく。
「できないこと」は「する必要がある」「した方が良い」「しなくても良い」に分類し、それぞれの代案やしなくても良い理由等を明確にしておく。
- ③ 担任やコーディネーターまかせにならないよう、どの生徒も「複数の目で見守り、対応しよう」という体制をつくる。

モデル校からのメッセージ

「特別支援教育」の視点は障害の有無に関わらず、一人一人の生徒のニーズに応えるためには、有効な手立てだと思います。得意分野は更に伸ばし、不得意分野は克服できるように集団の中で取り組む、まさに教育の原点ではないかという気がします。

生徒指導・不登校対策とのつながり

- ① 必要な生徒には必要な支援を
適切な支援を受けることにより、進級・進路保障につながる。



- ② 教職員の共通認識に基づく一貫した対応が生徒への支援には不可欠
学校の事例等を活用した校内研修等を通して、教職員の専門性向上を図る。

校内研修

- ① 生徒を見る視点や支援のヒント
高校段階になると、障害の有無が判断しがたい場合や、その特性があまり目立たないなど、研修で示される典型的なタイプでないことが多い。
そのため支援を必要としている生徒かどうかを見極める時の視点や、支援のヒントを主体とする内容で実施した。
- ② 発達検査の目的とその結果の伝え方など
発達検査は何のために実施するのか、数値は何を表しているのか、検査結果が指導にどのようにつながるのか、保護者や本人にどのように伝えるのか、など具体的な事例をもとに実施した。
- ③ 校内の事例による具体的支援策
研修の実施にあたり、各学年部に発達障害の見られる生徒・障害が疑われる生徒を挙げてもらい、該当生徒のアセスメント票を作成して研修当日支援方法についてのアドバイスを依頼した。当事者意識を持って研修に参加できた。

先進校視察（福島県研究開発学校中間発表）より

高等学校における教育的ニーズに対応した指導の在り方
ニーズに応じて教育課程に次の項目を取り入れ、個別の教育支援計画につなげる。

- ① LD等の生徒への学習支援
- ② ストレスマネジメント教育
- ③ ソーシャルスキルトレーニング（SST）
- ④ SSTの実践場面としての就業体験（インターンシップ）

➡ LD等の生徒への支援は、他の生徒にも有効であった
～「気付き」から「支援」へ、そして「笑顔」へ～とするため
校内の組織的な対応と関係機関の連携が欠かせない。



取扱注意

<様式例1-1>

○ ○ ○ ○ 支 援 計 画

アセスメント			
本人録	生育歴	(小) 中学校での様子	諸検査（知能・認知特性・その他）
家族構成			
			医療
家族状況			
		校内での対応	
			カウンセリング

取扱注意

<様式例1-2>

○ ○ ○ ○ 支 援 計 画

支援方針			
本人の希望	主治医の見解	総合教育センターの見解	校内での支援
○ 生活			<支援目標>
○ 自宅学習			○ 生活
○ 授業			○ 自宅学習
○ 進級			○ 授業
○ 進路			○ 進級
			○ 進路
			<体制>
			<現在まで>
			<今後>

取扱注意

<様式例1-3>

○ ○ ○ ○ 支 援 計 画

現状把握				
学 習 面	○ 教師の発問の聞き取り具合	行 動 面	○ 姿勢の保持や着席の維持	対 人 関 係 ・ 社 会 性
	○ 理解		○ 課題への集中度	
	○ 意欲・態度		○ 持ち物の整理状況	
	○ 集中度		○ 集団的指示への反応	
	○ 発言		○ 個別的指示への反応	
	○ 運筆や書字における不器用の有無		○ その他	
	○ 短期記憶の量（1回に記憶・書写する量）			
	○ 音読・黙読の力			
	○ 好きなこと・得意なこと			
	○ その他			

取扱注意

<様式例1-4>

○ ○ ○ ○ 支 援 計 画

具体的支援											
科 目											
一学期評定 欠課／遅刻											
二学期評定 欠課／遅刻											
学年評定 欠課／遅刻											
教 育 的 ア プ ロ ー チ	○ 授業	心 理 的 ア プ ロ ー チ	○ 自分さがし・自我の確立	家 庭 的 ア プ ロ ー チ	○ 家族関係						
	○ 家庭学習		○ 情緒・感性の育ち		○ 家庭でのキーパーソン						
	○ テスト対策		○ 本人の性格・気質		○ その他						
	○ 学校生活・態度		○ 友人関係								
	○ 得意なこと・苦手なこと		○ 自立・自律								
	○ 進路		○ 自己客観性とメタ言語（何がわからないかわかること）								
	○ 学校での居場所		○ 内面の言語化と整理								
	○ 体制		○ 自己有能感	医 学 的 ア プ ロ ー チ	○ 神経症・心身症・うつ病等はないか						
	○ その他		○ SCとの連携		○ 薬事療法・心理療法						
			○ その他		○ ストレス						
					○ 医療との連携						
					○ その他						

授アンケート調査

取扱注意

氏名（ ）

に○をつけてください。

課題・状況によってある
りない ⑥ 全くない
り

課題・状況によっては良い
り良くない ⑥ 全く良くない

分野や課題・状況によっては集中
していない ⑤あまり集中していない

状況によっては良い
良くない ⑥ 全く良くない

によっては良い
くない ⑥ 全く良くない

(6) ノートやプリント等の記録状況はどうか？

① たいへん良い ② まあまあ良い ③ 分野や課題・状況によっては良い
④ 分野や課題・状況によっては良くない ⑤ あまり良くない ⑥ 全く良くない
⑦ わからない ⑧ その他

具体的なことがあれば書いてください

(7) 課題や宿題などの提出状況はどうか？

① たいへん良い ② まあまあ良い ③ 分野や課題・状況によっては良い
④ 分野や課題・状況によっては良くない ⑤ あまり良くない ⑥ 全く良くない
⑦ わからない ⑧ その他

具体的なことがあれば書いてください

(8) 集団指示への反応はどうか？

① たいへん良い ② まあまあ良い ③ 内容や状況によっては良い
④ 内容や状況によっては良くない ⑤ あまり良くない ⑥ 全く良くない
⑦ わからない ⑧ その他

具体的なことがあれば書いてください

(9) 個別的な指示への反応はどうか？

① たいへん良い ② まあまあ良い ③ 内容や状況によっては良い
④ 内容や状況によっては良くない ⑤ あまり良くない ⑥ 全く良くない
⑦ わからない ⑧ その他

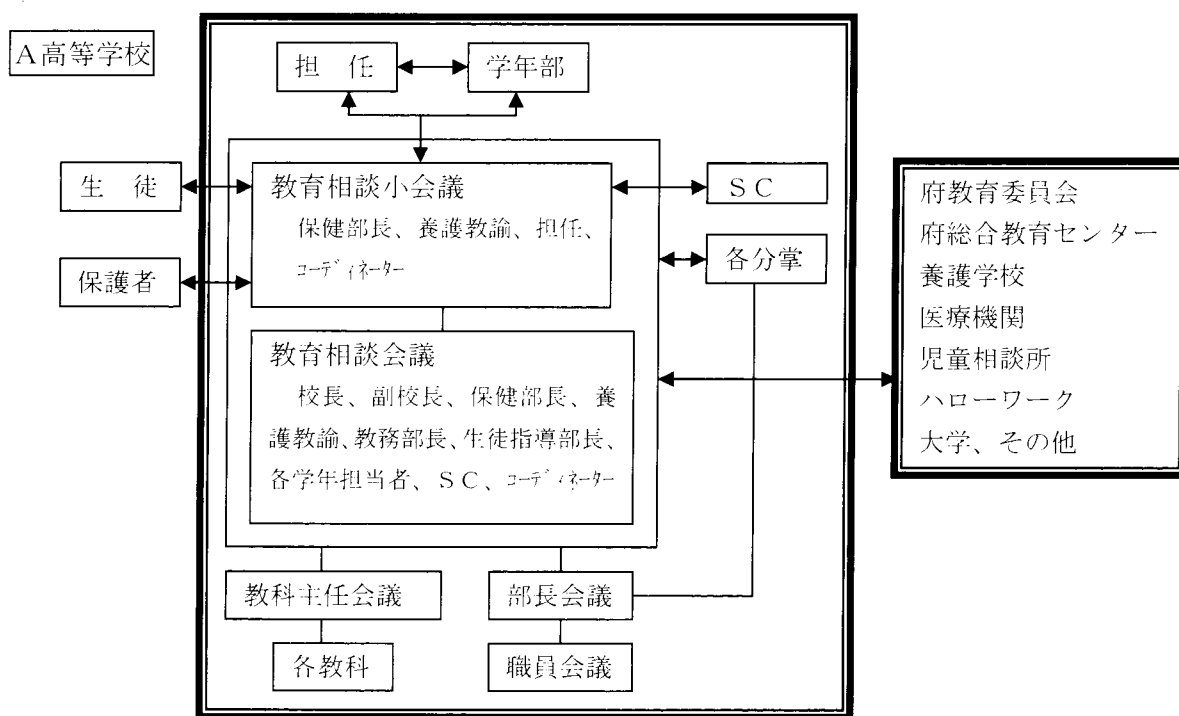
具体的なことがあれば書いてください

(10) 彼が得意または不得意だと思われることがあれば書いてください

(11) その他、何かあればお書きください

校内組織の例

高等学校では、新規に特別支援教育の校内委員会を設置するところはほとんどなく、既存の組織がその役割を兼ねていたケースが多い。



B 高等学校

「身体や心の発達に障害やつまずきのある生徒を的確に把握し、対象生徒の教育相談及び指導方法を検討する」ことが任務の「教育相談協議会」が兼ねる。

C 高等学校

保健部にある「教育相談会議」が「特別支援教育推進会議」を兼ねる。

- ・原則として、保健部長が招集する。
- ・個別の事例は、特別支援教育コーディネーター（養護教諭が兼務）が関係担任、関係学年部長と相談して、保健部長に開催を依頼する。
- ・研修等の場合は、保健部長が管理職と開催の可否・日時等を相談し開催する。
- ・開催時間は、原則として授業終了後とする。

D 高等学校

校内組織としての特別支援体制はないが、学年としての特別支援体制により対象生徒の支援を行う。「学年会」「教科担当者会議」で情報共有し「月例教育相談会議」で現状報告する。

特別支援教育コーディネーターの養成研修

京都府では、特別支援教育体制推進事業の一環として特別支援教育コーディネーター研修を京都府総合教育センターで行っています。

センターでは、特別支援教育コーディネーター養成講座、養成講座修了者の実践力の向上と、リーダー層の育成及び各市町村での研修拡充への波及をねらいとする特別支援教育コーディネータースキルアップ講座を実施しています。平成 18 年度より新たに特別支援教育の理解の徹底を図るため、幼稚園、高等学校も加え、全校種の教員を対象に研修を実施しました。たくさんの教員が受講し、熱心に講義や研究協議がなされました。

校長講座、生徒指導研究講座、幼稚園講座、事務職員講座等多くの講座で、特別支援教育とコーディネーターの役割、不登校など二次障害と特別支援教育について広く研修を実施しました。

【平成 18 年度特別支援教育コーディネーター養成講座（3回講座）】

ねらい	特別支援教育コーディネーターとしての資質・能力の向上を図る。 ①LD、ADHD、高機能自閉症等の認知や行動の特性と教育的支援の在り方 ②児童生徒の実態の整理・評価と個別の指導計画作成についての理解 ③特別支援教育を推進する校内支援体制の構築と運用に必要な知識、技能、態度		
受講対象	幼稚園、小・中学校、高等学校及び盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーター又は候補者		
定員	センター各 100 名、北部研修所各 80 名		
講座名	①LD、ADHD 等	②アセスメント	③支援体制
講座内容	講義：「LD、ADHD、高機能自閉症等の理解と支援」 実践発表・研究協議：「本人や学級担任、保護者への支援」	講義：「個別の指導計画の作成と評価」 演習：「情報の収集→アセスメント→判断仮説→個別の指導計画の作成」	講義：「校内支援体制の構築と推進」 実践発表：「特別支援教育コーディネーターの役割」 演習：「校内委員会の進め方」
修了者	3講座受講者 計 147 名（幼 6、小 78、中 33、盲聾養 21、高 9）		

【平成 18 年度特別支援教育コーディネータースキルアップ講座（8講座）】

ねらい	①特別支援教育コーディネーターとしての役割と活動の理解と実践力の向上を図る。 ②支援に必要な児童生徒への支援方策を具体化する実践的指導力の向上を図る。 ③地域においてスーパーバイザー的役割を果たす特別支援教育コーディネーター育成
会場	小学校 6 校、中学校 2 校（17 年度 小学校 6 校）
受講対象	各教育局管内の小・中学校及び盲・聾・養護学校の「コーディネーター養成研修」修了者
定員	各 40 名
講座内容	・公開授業（通常の学級の LD、ADHD 等の児童生徒への授業における指導・支援） ・実践発表（コーディネーターの役割と活動） ・研究協議（一人一人のニーズに応じたチーム支援を推進するためのコーディネーターの役割と活動）
受講者数	計 289 名

特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育の体制整備の牽引役であり、その養成は地域の、学校の特別支援教育の推進に対し、大きく影響を与えることが各地の特別支援教育コーディネーターの実践により実証されてきました。

特別支援教育コーディネーター養成講座修了者数は平成15年度から平成18年度の合計816名と、すでに京都府の小・中学校数の2倍を超えており、各学校、地域での**特別支援教育の推進**役として、大きな期待が寄せられています。



【受講者の声から】

- 研究協議を通して、校内会議や校内研修会のもち方、地域の関係機関との連携などについて学んだことを自校での活動に反映させたい。
- 指導仮説の説明を受けてから授業を参観できたので、**特性に応じた指導の在り方を具体的に理解**できた。また、研修で学んだ色チョークによる工夫、発問や注意をする時の声の調子などが参考になり、**明日からの授業の中で活かしていきたい**。
- 研究協議で設定されたような**コーディネーターの連携を深める機会を各市町村でどのように作るかを考えていきたい**。

LD、ADHD、高機能自閉症等の理解や指導の進め方等の他に、特別支援教育の視点を生かした**学級経営**や通常の学級の**授業改善**につながる研究や研修にしていく必要があります。

《これからの特別支援教育コーディネーター養成研修と全教職員に対する研修》

特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正が、平成19年4月1日から施行され、幼児児童生徒の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、障害のある幼児児童生徒の教育の一層の充実を図ることが強く求められてきています。幼稚園から高等学校までの全校種で、校内委員会やコーディネーターの機能的な運用による特別支援教育の充実、全教職員の資質能力、実践的指導力の育成向上を図る必要があります。

今後センターの養成講座でも、より実践的な内容が必要だと考えています。平成19年度は、LD、ADHD等の理解やアセスメントの作成、校内支援体制の整備という内容に加え、「**チームで活動していく**」上で必要な、会議の活性化、チームの合意形成やアクション・プランの作成等も研修します。スキルアップ講座では、より**地域の特色やニーズに応じた内容**にしていきます。

巡回相談や相談窓口の御案内

一人一人の理解とニーズに応じた教育的支援のために保護者のみなさんや先生方が気軽に相談できるシステムづくりを進めています。

府のシステムその他、市町村独自の相談先もありますので、御利用しやすいところへお問い合わせください。

巡回相談

支援地域単位で巡回相談チームがあり、保育園、幼稚園などの就学前から高等学校の方まで利用できます。

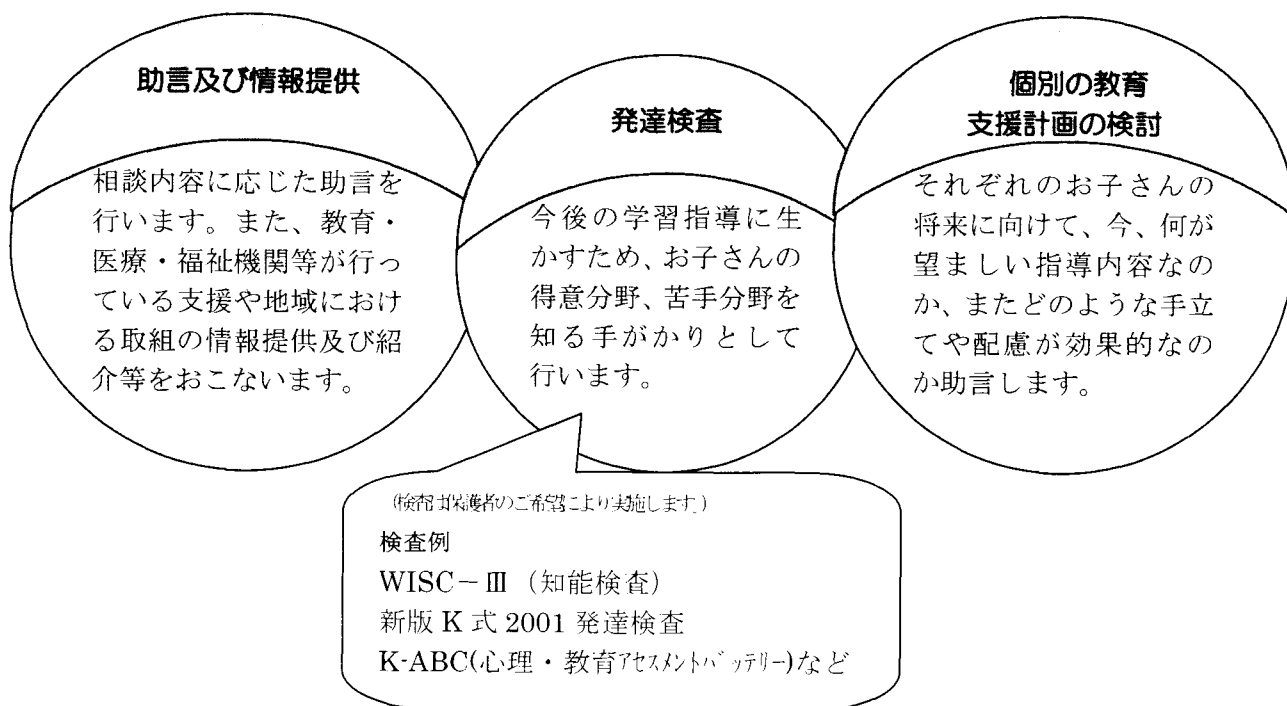
Q:どんなことが相談できるの

- お子さんの障害や発達について
- 家庭、地域及び学校での生活について
- 困っていること、悩んでいること
- 就学について

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、高機能自閉症等）、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、言語発達の遅れ、運動機能障害など

Q:どんなことが期待できるの

- 悩んでおられることについて、じっくりお話を聞きます。
- 障害の状態や現在の支援の状況を把握します。
- 指導方法や支援方法の助言をします。



Q:どこに申し込めばいいの



- 保護者の皆さんは、園や学校の先生に相談してみましょう。
園や学校では校内委員会等を設置し、特別支援教育コーディネーター等が中心になって、学校（園）全体で支援を行うためのシステムづくりを進めています。
- 園や学校が行う支援を支えるために、巡回相談チームがあります。
巡回相談チームは医師、臨床心理士、教員等で構成しており、申込みにより学校へ行き、相談に応じます。

詳しくは園、学校又は下記の相談窓口にお問い合わせください。

平成19年度の相談窓口	電話番号	対象市町村・内容等	所管教育局
向日が丘子ども相談支援センター	075(951)8361	向日市 長岡京市 大山崎町	乙訓
桃山養護学校地域支援センター	075(621)4208	宇治市 八幡市	山城
南山城相談支援センター	0774(72)725 5	城陽市 京田辺市 木津川市 久御山町 井手町 宇治田原町 笠置町 和束町 精華町 南山城村	
府立丹波養護学校地域支援センター	0771(42)5185	亀岡市 南丹市 京丹波町	南丹
中丹養護学校教育支援センター	0773(32)0011	綾部市 福知山市	中丹
府立舞鶴養護学校特別支援教育 トータルサポートセンター	0773(78)3133	舞鶴市	
丹後地域教育支援センターよさのうみ	0772(46)2770	宮津市 京丹後市 与謝野町 伊根町	丹後
地域支援部「サポートJOYO」	0774(53)7100	病弱に係る相談	
視覚教育相談室	075(492)6733	視覚障害に係る相談（南部）	
京都府北部視覚支援センター	0773(75)1094	視覚障害に係る相談（北部）	
京都府聴覚支援センター	075(461)8121	聴覚障害に係る相談（南部）	
京都府北部聴覚支援センター	0773(75)1094	聴覚障害に係る相談（北部）	

*高等学校は、学校所在地の対象市町村を受け持つ相談窓口を御利用ください。
ただし、京都市内に設置されている高等学校は桃山養護学校が窓口になります。

京都府総合教育センター及び総合教育センター北部研修所

電話、来所、巡回による教育相談を実施しています。

ふれあい・すこやかテレフォン 075-612-3268または3301

ふれあい・すこやかテレフォン 0773-43-0390

専門家チームによるケース検討会議

医師、臨床心理士、教員等幅広い分野の専門家で構成する専門家チームを設置しています。学校や市町村教育委員会のアセスメント等に基づき、より専門的な見地から効果的な支援のあり方を検討します。

保健福祉・労働部局との連携

障害のある子どもが乳幼児期から学校卒業後を見通して、地域で豊かに生活していくためには、保健・福祉・教育・労働等の関係機関が連携して取り組むことが欠かせません。

保健福祉部局や労働部局においても地域における支援体制の整備や、社会的自立をめざし生徒一人一人の進路を確保するための取組が進められています。

発達障害者支援事業

平成19年度から、以下のとおり発達障害者支援センターの設置等の支援事業を実施する予定となっています。

1 発達障害支援コーディネーターの配置

発達障害者支援センターに発達障害支援コーディネーターを配置し、府域全体のネットワークづくり、専門的人材の養成等の事業を実施します。

2 地域支援体制整備事業

府内6圏域（丹後、中丹、南丹、乙訓、南山城、相楽）の地域拠点施設において、発達障害支援コーディネーターと連携し、次の事業を実施します。

- ・個人の障害特性に応じた相談支援
- ・教育機関等との圏域ネットワークづくり

3 支援モデル事業

平成18年度に引き続き、福知山市において早期発見・早期療育を目的とした5歳児健診及び健診結果に基づくサポート事業を中丹西保健所と連携して実施します。

4 普及啓発事業等

発達障害者支援体制整備検討委員会を開催し、引き続き医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関と連携しつつ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制（相談支援、療育支援、就労支援）のあり方について検討するとともに、関係団体と連携して普及啓発事業等を行います。

総合相談支援窓口

丹後圏域障害者総合相談支援センター	（宮津市）	電話 0772-20-2011
中丹広域障害者総合相談支援センター	（福知山市）	電話 0773-24-4439
南丹圏域障害者総合相談支援センター	（南丹市）	電話 0771-62-3364
乙訓圏域障害者総合相談支援センター	（長岡京市）	電話 050-7105-8508
南山城圏域障害者総合相談支援センター	（城陽市）	電話 0774-54-3109
相楽圏域障害者総合相談支援センター	（精華町）	電話 0774-93-3936

その他の身近な相談窓口についても以上のセンターへお問い合わせください。

就労支援

各府立盲・聾・養護学校卒業生の進路実現をはじめ、障害者の自立・社会参加を促すため、養護学校等と関係諸機関との連絡会や協議会を設置しています。そこでの情報交換等により、「障害者雇用促進セミナー」や（社）京都府高齢・障害者雇用支援協会が実施する事業等への参加も進んでいます。

○京都府北部地域「障害者雇用促進セミナー」への養護学校生徒の参加

京都労働局・ハローワークや京都府等が主催し、約100社が参加。

府立中丹・舞鶴・与謝の海養護学校が展示、販売、実演を行った。

○京都府若年者就業支援センターとの連携による若年知的障害者向け就職支援テキストを開発

若年知的障害者の企業への就職を支援するための研修テキスト

働くことの意義。仕事のために必要な日常生活上の注意。通勤上の注意。

休日の過ごし方などをわかりやすく書いたテキスト

○障害者就労支援特別チームの設置

平成19年度から新たに、京都、福知山の高等技術専門校に、障害者就労支援特別チームを設置し、障害者就職推進員が、障害者の就労支援や、企業への障害者雇用に向けた啓発を行います。

○京都府障害者の自立・就労支援協議会の設置

京都、福知山の高等技術専門校を拠点とする南部、北部各々の自立・就労支援協議会を設置し、ハローワーク等雇用関係機関、市町、教育機関、福祉関係団体、経済団体等の連携により、障害者の生活・就労相談から職業訓練、就労支援、職場定着までの一体的な支援をめざし、情報交換や協議を行っています。

障害者就業・生活支援センター

「京都障害者就業・生活支援センター」

所在地：京都市（（福）京都障害児福祉協会） 対象地域：京都市内

連絡先：075-417-1233

「障害者就業・生活支援センターはびねす」（4月1日に宇治へ移転）

所在地：宇治市大久保町北ノ山101番10 対象地域：京都府南部地域

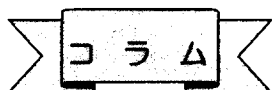
連絡先：0774-41-2771

「障害者就業・生活支援センターわかば」

所在地：舞鶴市（（福）みずなぎ学園）

対象地域：京都府北部地域

連絡先：0773-65-2071



専門家チーム会議委員からのメッセージ

医師、作業療法士、臨床心理士等各分野の専門家で構成する専門家チーム会議では、毎月4ケースずつ、アセスメント票と学校の先生からの情報をもとに、子どもの様子を聞き取り、子どもの学習面・生活面の困難解消のため、どのような手立てが有効かとの検討を行っています。

検討会議に出席いただいた委員からのメッセージを参考に、さらに活用していただけることを願っています。

平成18年度専門家チーム会議を振り返って

舞鶴こども療育センター 小児科医 四方あかね

特別支援教育の対象となる子どもさんの課題について話し合い、支援の方向性を探る、専門家チーム会議に参加させて頂き、感じたことがいくつかあります。

まず、通級指導教室（ことばの教室）の教師、臨床心理士、作業療法士など、他職種の先生方の視点は、私にとって目からうろこ的な内容が多く、毎回とても楽しみでした。子どもが見せている姿を理解するには、医学的病名だけでなく、育った環境や現在の環境の影響を十分に検討しなければならないものですが、この会議では、様々な立場のスタッフが、自らの経験を生かし、子どもをいろんな視点から先入観なく眺めることができたと思います。

また、どのケースに対しても、困ったところを掘り出すのではなく、良いところをどう生かすのか、ということに重点をおいて検討できたとも思います。それによって、弱点が克服できたのではないけれども、子どもの笑顔が増えるというのであれば、話し合った甲斐があります。

課題に感じた点もあります。私が主治医として関わっている子どもさんに関して、会議で担任の先生の話される学校での様子が、私の予想しなかった姿であったり、逆に療育センターでの私の見立てや診療方針が、学校側に正しく伝わっていないと感じたりする場面がありました。初診時には見立てと方針をかなり詳しく書いて学校宛にもって行ってもらのですが、再診のたびに書くことは時間的に無理なので、だんだん連携が細くなっているケースがあるのも確かです。

今後、子どもさんの成長の過程で学校との連携が途切れないよう、努力したいと改めて思いました。会議がきっかけとなって受診されたケースもありましたが、本人さんにお会いしてみると、会議で聞いていたのとはずいぶん違うタイプのお子さんでした。それでもディスカッションした内容は、診療上とても参考になっています。見立てはあくまでも見立てで、会議のあとの取り組みと評価の繰り返しこそが大切であるということでしょう。ケースを相談されました学校の先生方が、どのように会議の内容を生かしてくださるのか、大いに期待しています。

平成18年度の教育相談を終えて

京都教育大学助教授 小児科医 小谷 裕実

この専門家チームに入れていただき、相談業務に携わり3年目を終えようとしています。当初は、相談にこられる側も乗る側も、なにせ初めてのことであり、一生懸命がむしろ感があったものの、今はこちらにも若干の余裕が生まれました。教育現場への訪問の経験も手伝って、広い視野で現場を見ることができるようになり、問題点や課題を整理する力がついたと考えたいところです。

ひとつ提案ですが、次年度からは、チームの討議をより活性化させてはいかがでしょうか。現在は、ひとつのケースを10数名の委員で検討しておりますが、少人数のグループでミーティングも行うというのはいかがでしょうか。これまで全体討議で培った経験を生かし、多少自分の専門領域外であっても適切なアドバイスができる予感がいたします。

さて、ここきて思うのは、教師の専門性や自信についてです。特別支援教育には確かに専門的な知識が必要であり、経験も確かに重要でしょう。ただ、教員として採用され間もない若手の先生がすばらしい実践を展開されているのを少なからず拝見すると、知識や経験それだけでは特別支援教育は成り立たないと実感します。子どもたちの教育をどのように考え、どのような力をつけ、何をしたいのか、という教師からの強いメッセージを感じる授業は、大成功である場合が多いのです。このような教室では、発達に課題のある子どもは落ち着いており、周囲の子どもたちの目は何かを吸収しようと真剣です。

当たり前のことではありますが、学校のために教育はあるのではなく、先生の生活のために学校や生徒がいるのでもありません。子どもの長い人生のために必要な先生であり、学校であり、教育なのです。教師がそれぞれの持ち味を生かされ、子どもの心の核をきちんととらえられていることが、特別支援教育にとって最も大切なことなのではないかと思うこのごろです。

平成18年度の専門家チーム会議に参加して

桃山養護学校 教諭 学校心理士 玉村 総枝

今年度は、小中学校だけでなく、高校生の事例検討もしました。その相談からは、たくさんのことを学ばせてもらいました。高校生の相談は、「自立」に向けての支援と言っても過言ではありません。小中学校のような学習への支援では解決しない問題が山積みなのです。

周りの人と自分の違いに気づいてきた生徒達は、適切な告知もない中で、傷ついてしまっています。神経症など、二次障害として心身に問題があらわれている生徒も多いです。“友達とどう関わればいいのか？”“社会とどう接点を持てばいいのか？”わからないまま、安易に進学を選ぶしかありません。でも、運良く進学できたとしても、自立の問題は先送りされただけにすぎず、何ら解決したわけではないのです。

来年度から、本格的に高校での「特別支援教育」が始まります。発達障害のある生徒の「自立」の問題として、高校の先生方と一緒に考えていきたいです。それは、そのまま養護学校の高等部の「移行支援」につながります。私たち自身の課題でもあるのです。

高校教育において、その教育課程にも及ぶ大きな見直しが求められていることを、日々実感させられています。

特別支援教育で作業療法を活かす

京都大学医学部保健学科 助教授 作業療法士 加藤寿宏

作業療法は、環境を理解するための感覚情報処理と環境と上手く関わるための運動・行為・行動を脳機能とその発達という視点から評価します。この視点に基づき軽度発達障害児の学習、行動、コミュニケーションを支援します。作業療法の特徴は、知能検査や発達検査のみでは理解することが難しかった、行動やコミュニケーション障害の原因を評価し支援できることです。少し、具体的な例をあげてみましょう。

私たちが環境を理解するための窓口となるものが見る、聞く、触るといった「感覚」です。**見る、聞く、**の障害は理解しやすいのですが、**触る（触覚）、重力を感じる（前庭感覚）、筋肉や関節から動きや圧を感じる（固有感覚）**の障害は理解しにくいものです。しかし、これら感覚の受け止め方の偏り（過敏さや鈍感さなど）は、子どもの発達や行動、学習、コミュニケーションに様々な影響を及ぼします。軽度発達障害児は見る、聞く以外にこれらの感覚に問題があることが、とても多いのです。特に高機能広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害のほとんどは触覚、前庭感覚、固有感覚の受け止め方に偏りをもっています。

今までの教育現場の評価に作業療法士からの新たな視点が加わることで子どもの学習や行動、コミュニケーションをより多面的、より詳細に評価でき、より適切な支援につながると考えます。

作業療法が支援できる内容は以下の通りです。

- 多動、落ち着きのなさ、こだわり、乱暴などの行動に関する評価と支援
- 友達とのトラブルなどのコミュニケーション、対人関係に関する評価と支援
- 教科学習（読み、書き、計算、図形など）に関する評価と支援
- 運動、手指の不器用に関する評価と支援
- 学校・幼稚園・保育園での具体的支援

軽度発達障害児の子どもたちを理解するには多くの専門職の知識と技術が必要です。そのことで、より適切な支援が可能となります。作業療法士の知識と技術をぜひ特別支援教育に活用していただけるようお願いいたします。

京都府作業療法士会では特別支援教育に作業療法士を活用していただくために4月より特別支援教育の専門委員会を設置します。この委員会を通し学校教育現場との連携をよりスムーズにかつ密接に行いたいと考えています。また、各教育局には教育委員会を通し、京都府内に勤務する作業療法士で特別支援教育に関与できる知識と技術をもった者のリストを提出しています。どんな小さな相談でも結構です。気軽に声をかけていただき作業療法士の知識と技術を活用下さい。

具体例

触覚 固有感覚

例えば、触覚が過敏なお子さんは服を着ることさえも嫌がります。触覚は生活の中で常に入っている感覚刺激なのです。服を着るとチクチク、ムズムズするといった訴えをする子もいます。この嫌な感覚を消去するときに有効な刺激が固有感覚です。私たちもチクチク、ムズムズするときは、皮膚をこする、叩くことでその感覚を消去し、神経系を落ち着かせようとします。こする、叩く感覚は固有感覚です。プールに潜ることや先生から強く抱きしめられることを好む触覚過敏なお子さんが多いのも、固有感覚により神経系が落ち着くためだと考えられます。

「我、自閉症に生まれて」の作者テンブル・グランディンも自ら考え作りあげた

「しめつけ機」（自分の身体を圧刺激によりしめつける）により自分を落ちつかせています。プールや「しめつけ機」がない場合、子どもたちはどのようにして神経系を落ち着かせるのでしょうか？周囲にあるもので対応するしかないのです。それが、友達にぶつかる、叩く、高所飛び等の大人から見た問題行動となって現れるのです。

触覚過敏がある子どもは、たくさんの人がいる全校集会や自分の後ろに人がたくさんいる前の席に座ることは、いつ触られるかわからない不安のため、とても耐えられない場なのです。席や場所を配慮するだけで、落ち着けることもあります。

強い固有感覚や自分で動き回り（多動）、たくさんの刺激を入れることで、自分で脳を目覚めさせている子どももいます。自分の脳の目覚めが悪い状態を自分で何とかしようとしているのです。大人にとっての問題行動は実は子どもにとっては問題解決行動になっていることがとても多くあるのです。

前庭感覚

重力を感じる手が下手なお子さんもたくさんいます。重力を感じる前庭感覚は身体を揺らす、回転させることでも刺激が入ります。自分からくるくる回ったり、ブランコに長時間乗っていたりすることは、不足する前庭感覚を自分で入力しているとも考えられます。

また、私たちは重力すなわち前庭感覚を感じ、反射的に姿勢をまっすぐにしています。前庭感覚を上手く感じられなければ、姿勢をまっすぐに維持することが難しく「姿勢が悪い」状態になります。反射的にしていることなので、これを意識してすることは非常に努力を要します。授業中に子どもの姿勢が悪いと、つついいうるさく言ってしまうがちですが、意識して姿勢を直そうとすればするほど、先生の話には意識がいかなくなるのです。人は一つのことしか意識できない動物なのです。

さらに前庭感覚を通して私たちは上下の空間関係を学習します。上下は重力の方向です。この上下を軸にして左右や斜めといった空間の方向性や関係性が発達します。空間方向性や関係性は文字や算数の学習に影響を与えます。

専門家チーム会議に参加して

花ノ木医療福祉センター 作業療法士 灘 裕介

様々な個性を持つお子さんの支援をする上で、多くの専門職が参加することは非常に有意義であると感じました。一つの視点で見るのではなく、多くの視点・切り口から見ることでお子さんの全体像が整理されていきます。担任や学校のみで支援するだけでなく、医療や他部門との連携を確実に実施していける特別支援教育が機能することを切実に願います。

京都府では、作業療法士が専門家チーム委員や巡回相談員になっていますが、全国では多くない現状です。“作業療法＝手先、感覚、目と手”などと思われがちではあると思います（知らないという方も多いでしょう）が、それらに留まることはないと思っています。あくまでも子どもを捉える一つの切り口ではありますが、そこから生活全般にわたり支援できるのではと思っています。「作業療法士？なんや、それ？やめとこう。」ではなく、「いっぺん話聞いてみよう！」と思ってもらえることを願います。

この会議は、表題の通り専門職による検討チームであった。

そのような会議に児童相談所（異質な立場からの）職員が参加し、多くの問題・課題について発言の機会を与えていただいたことに、事務局やメンバーの方々に真摯に敬意を表したい。常ながら、専門職になればなるほど異質な立場の介入をいやがる物である。そこに専門職としての幅広い向上心がより専門性の向上につながることを期待しての発言とお許しをいただきたい。

さて、最後に特別支援教育における「個別的教育支援計画」の在り方について気になる点を率直に書いてみたい。

個別支援の始まり・・・児童福祉の世界では 1980 年代中頃から進学ブームとともに、施設（旧教護院）に於いても入所児童の進学希望が増え始めていた。当時の教護院入所児童は教育権における教育の猶予・免除の立場にあり、進学の保障が「無」であった。進学差別の厚き壁を取り除くために、児童の進学指導計画を学校や関係機関・家庭に理解してもらう、そして、子どもが自分の施設での生活にどのように自発的に取り組むかの為の「施設からの自立支援プログラム」なる物によって今の自分の立場と課題を自覚し又、他の児童と自分の比較によって客観的に自分の問題を見つめ直す作業を繰り返す。そういったプログラムと支援計画の一体なる物が如何に当時の処遇改善効果を高めたかは言うまでもない。

これらの一体化されたプログラムが児童一人一人に効果的に作用することは、以下の点に大きな成果となった。

- ・「権利擁護」当然福祉の対象となり、親の養育という大きな権利を奪われた子どもであることの職員の意識化と支援計画の公開によってチームアプローチが可能になった。
- ・「家族支援」子どもの問題は家族全体の問題である。家族の構造的問題やその背景を洞察し、整理し、解決に向けた意識化を図る。
- ・「意見表明」これには二通りの構造的問題がある。一つは短絡的現実的解決による意見表明。学習の十分な体験と成果における達成感が無い中で進学とは言いにくく、ついつい就職といいがちであるが本心はやはり、高校進学である。この本音を如何に聞き出すか大きな課題であり、そこでの問題を解決し、進学への意識化に寄与する。
- ・「社会参加における自己決定」中学から高校への進学。それは正に社会に出るか進学するか自己決定が迫られるときである。この体験が如何に重要であるかもう一度子ども支援に係わる者は、自らを問い直すときではないでしょうか。
- ・「ライフサイクルにおいての支援の位置の確認」子どもの成育歴の中でどこでつまづいたか、何がそうさせているのか専門的視点に立って分析し、適時・適切な介入と支援が必要であり、そのためには家族・子どもの成育歴からの確認はいろいろな真実を教えてくれる。

こういったことが「心と体の障害」の支援を受ける側と支援を与える側に確認されて初めて「社会的自立」のスタートに立てるのでないかと考える。

自己肯定感をどう高めるか

京丹後市立峰山小学校 教諭 特別支援教育士 九鬼 崇

生活や学習場面で困り感を強く抱いている子どもたちは、何事にも自信が持てなくて、不安をいっぱい抱えて喘いでいるように見えます。困り感を強く感じている子どもたちも、少しずつ「できるようになった実感」を味わうと、意欲的に課題に取り組んだり、間違いを素直に受け止めたりできるように成長していきます。また、その頑張りをしっかり認めて喜んでくれるお父さんやお母さんがそばにいてくださることが、より一層子どもたちに大きな力を与えることも見届けてきました。

「自己肯定感」とは、自分の良さに気づき、苦手な自分も受け止め「自分は存在価値があり、大切に必要とされている」ことを感じることです。この「自己肯定感」を高めるために、わたしたちは子どもたちの困り感を正しく理解して、適切な支援を日々探っているのだと思います。どの子どもたちも自分の良さに気づき、持てる力を発揮して「輝ける子」に育つために、適切な指導や支援、相談にあたる必要があると強く感じています。

専門家チーム会議でのケース検討から

南丹市立園部小学校 教諭 堀 栄真

専門家チーム会議で出会った相談の中には、子どもたちの困難さを、行動特性や具体的なエピソードから細かく見つめ、その子に合った細かな支援や指導がすでに行われているケースも何件もありました。それらは、指導の難しさといった指導者側からの視点からだけでなく、どんなところが苦手でどう困っているのかという子ども側からの視点で関わってこられたケースだったと思います。

また、周りの子どもたちが、自然に、しかも上手にその子に関われているケースでは、学級経営が果たす役割の大きさを感じました。

早期の気づきや支援は、子どもと共に生活する私たちの課題です。全ての子どもたちが、安心して生活していけるよう、校内体制の整備によるチーム支援、家庭・学校・福祉等が協力した校外からのチーム支援は今後も大切になってくると思います。

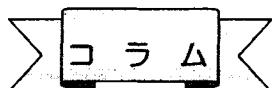
専門家チーム会議のケース検討から

福知山市立昭和小学校 教諭 特別支援教育士 SV 奥村 康枝

専門家チーム会議では、医師、心理の専門家、作業療法士など学校には存在しない専門家の見立てやアドバイスを受けることができ、教育現場に新たな視点と手立てが投げ込まれます。

この視点は私にとっても新鮮であり、子ども理解には重要な視点であることを学びました。相談に上げられてくるケースは、ほとんどが実際に出会わない児童・生徒であり、各学校から報告される資料を基に児童・生徒の姿をイメージし適切な支援を一緒に考えていきます。ですから学校からの報告をより客観的に分析できるよう、委員からそれぞれの立場で様々な質問が出されます。このやりとりを通して、子どもが出している行動や姿が、「先生！こういうふうにしたすけてよ。」ということばに置き換えられて聞こえてきた時、具体的な支援の方法が見えてくることを実感してきました。

子どもたちは自己実現に向けて、今おかれている環境の中で様々な困難と闘い、悩んだり苦しんだりしています。その子どもたちを何とか助けようと努力されている先生たちや保護者の方の思いに触れたこの1年間、専門家チーム会議の大きな役割を改めて感じました。



親の会のつながり

障害のある子どもとその保護者や関係者の方が、情報交換をすることでお互いの不安や悩みを軽減できる場として、また、より豊かな生活のために、研修会や行事の企画をする仲間として様々な親の会が組織されています。

京都府障害児者親の会協議会

京都府内には、多くの障害児者の親が作る親の会があります。その多くは郡市町等の地域ごとにまとまっていますが、地域でなく障害の種別によってまとまったものもあります。

京都障害児者親の会協議会は、京都市域を含むこのような29の親の会（精神障害児者親の会を除く。）によって構成され、全ての障害児者の福祉の向上をめざして、各団体相互に力を合わせることを目的としています。そして、京都府及び京都市の支援を得て、障害児者及びその家族のための相談その他、各種の事業も実施しています。

私たち親の会は、これまでから養護学校や小・中学校等での障害児教育等と深い関わりを持つところが多く、新たな特別支援教育にも深い関心を持っております。

今後、皆様のご支援をいただき、又、私共の特別支援教育推進への関わりをとおして障害児者の福祉の向上に尽くすことができれば幸いと考えます。

事務局

電話075-414-1326

相談専用（京都府障害者相談センター） 電話075-414-1322

(社)日本自閉症協会京都府支部

(社)日本自閉症協会京都支部は、自閉症児・者とその家族、専門家、趣旨に賛同してくださる方々からなる団体です。

機関誌の発行や講演・研修会の実施、情報の収集・発信、レクリエーションや学習会、会員同士の交流、行政への働きかけや啓発活動などを行っています。

電話：075-813-5156

FAX：075-813-5157

メール：askyoto@amber.plala.or.jp

京都ADHD親の会クローバー

私たちは、ADHDの正しい理解を地域社会に広め、規格に入らない個性を無理やり矯正することなく、伸び伸びと育てることを許容するような教育のあり方や家庭のあり方を大切に考え、色々な人達が共に意見を出しあえる場を提供したいと思っています。

メール：kyoto-clover@mbr.nifty.com

京都LD親の会「たんぽぽ」

LDに限らず、発達障害児・者（現在は小学生から社会人）の保護者が集まり、子どもたちのより良い成長と周囲の方や社会の理解と支援を求め、力を合わせて活動をしています。会員全員が自主的におしゃべり会や勉強会・レクリエーション等の行事を企画運営し、また、全国LD親の会に加盟し連携した活動も行っています。子どもだけではなく、親も学びあいながら少しでも楽になり成長していけるような活動を心がけています。

HP：

<http://www007.upp.so-net.ne.jp/kyotoLDoyanokai/>

ONLY ONE の会

・高機能自閉症・アスペルガー症候群及び周辺の発達障害 京都親の会

月1回開催の定例会や2ヶ月に1回発行の会報等で、お母さんの心が元気になり、子どもに良い支援ができることを目指して活動しています。

FAX：020-4624-7246

メール：info@only1-kyoto.net

参 考 資 料

京都府特別支援教育体制推進事業実施要項

1 趣 旨

京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、平成13,14年度に「学習障害（LD）のある児童生徒に対する指導体制の充実事業」、平成15,16年度に「特別支援教育推進体制モデル事業」に取り組み、平成17年度には「特別支援教育体制推進事業」として、事業の対象を幼稚園及び高等学校にも拡大し、乳幼児期から成人期の就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を図ってきた。

今年度については、これまで実施してきた行政部局横断型の「特別支援連携協議会」の設置、小・中学校及び盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」の策定、盲・聾・養護学校から小・中学校等への支援により、小・中学校の通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備など、昨年度までの取り組みをより一層浸透させ、充実を図る。

なお、LD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒に対する支援体制の整備については、発達障害者支援法の施行も踏まえ、厚生労働省の「発達障害者支援体制整備事業」と連携協働して実施することとされており、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して個別の教育支援計画に基づく一貫した支援体制の整備を目指す。

2 事業の実施

教育委員会は、文部科学省の委嘱を受け、事業を実施する。

（1）調査研究運営会議の設置

教育委員会は、教育委員会、学校、学識経験者及び関係機関等の関係者からなる調査研究運営会議を設置する。

（2）特別支援連携協議会の設置

教育委員会は、LD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒を含め、障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の整備を促進するため、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、親の会等の関係者からなる「広域特別支援連携協議会」を設置する。また各教育局管内ごとに、関係部局・機関等の関係者からなる「特別支援連携協議会」を設置し、管内市町村単位の特別支援教育の推進及び支援の在り方について検討することとする。

（3）幼稚園、小・中学校及び高等学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒に対する総合的な支援体制の整備

文部科学省の協力者会議においてとりまとめられた、LD・ADHD・高機能自閉症の定義、判断基準（試案）等の有効性を検証するとともに、学校内の体制整備及び関係部局や機関の連携協力による一定の地域におけるLD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒に対する支援体制の整備を図るため、以下の取組を行う。

ア 推進地域の指定

教育委員会は、LD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒への支援体制の整備を図るため、府内全域をLD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒への支援体制整備推進地域として指定する。

イ 校内委員会の設置

府内すべての小・中学校においては、児童生徒の実態把握等を行うために、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任、その他必要と思われる者で構成する「校内委員会」を設ける。

幼稚園、高等学校については、可能なところから設置することとする。

ウ 特別支援教育コーディネーターの指名

府内すべての小・中学校においては、校内委員会での推進役、専門家チーム、関係機関や保護者との連絡調整等を行う「特別支援教育コーディネーター」を指名する。幼稚園、高等学校については、可能なところから指名することとする。

エ 巡回相談の実施

教育委員会は、LD・ADHD・高機能自閉症等に関する専門的知識・経験を有する者を巡回相談員として委嘱する。

(7) 支援地域巡回相談チームは、各教育局の依頼に応じて管内の幼稚園、小・中学校及び高等学校を定期的に巡回し、当該学校の教員に、LD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する助言等を行う（これらの児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画が作成される場合には、作成に向けた助言を含む）とともに、京都府の独自事業である「養護学校・地域等連携推進事業」における相談支援チームと連携し、支援地域における機能的・効果的な巡回相談の在り方を検証するものとする。

(4) 京都府の巡回相談チームは、各教育局を通じ、必要に応じて(7)の支援地域の巡回相談を支援する。

オ 専門家チームの設置

教育委員会は、幼稚園、小・中学校及び高等学校からの申し出に応じて、LD・ADHD・高機能自閉症か否かの判断、望ましい教育的対応等を示すため、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等からなる専門家チームを設置する。

カ 個別の教育支援計画の策定

府内すべての小・中学校においては、長期的な視点に立ってLD・ADHD・高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒の一人一人のニーズを的確に把握して、個別の指導計画を作成するとともに、教育、福祉、医療、労働等の関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うことができるよう、教育的支援の目標や内容、役割等に関する計画（個別の教育支援計画）の検討を行う。

また、幼稚園及び高等学校においても、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を必要に応じて策定する。

キ 以上の取組をより一層推進するため、幼稚園及び高等学校については、モデル校（又はモデル地域）を指定する。

ク 学校における体制整備の充実を進めるため「特別支援教育充実事業」による非常勤講師の配置を活用し、効果的な校内支援体制の在り方を検証する。

（４）障害児学級や通級指導教室の弾力的な運用について

ア 平成17年12月8日に中央教育審議会から公表された「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」で示された、特別支援教室（仮称）構想を踏まえ、障害児学級や通級指導教室の弾力的な運用の在り方について研究する。

イ 今年度中学校に設置するLD、ADHD等の通級指導教室指定校においては、通級による指導に関する実践研究・開発を行い、発達障害のある生徒一人一人のニーズに応じた適切な指導と必要な支援の充実を図る。指定校においては、指導体制の構築及び指導方法の工夫改善を図る観点から通級による指導に関する実践研究・開発を行う。

（５）盲・聾・養護学校における特別支援教育の推進

盲・聾・養護学校における特別支援教育を推進するため、「養護学校・地域等連携推進事業」も活用し、以下の取組を行う。

ア 特別支援教育推進校

通学制（小・中学部）の養護学校7校を「特別支援教育推進校」（以下「推進校」という）として指定する。

推進校は、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域の特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図るため、具体的に推進地域の小・中学校等への支援を行いながら、その支援方策や連携協力の在り方等について実践的な研究を行う。

イ 特別支援教育コーディネーターの指名

各推進校は、関係機関や保護者、地域の小・中学校等との連絡調整を行う教員を「特別支援教育コーディネーター」として指名する。

ウ 個別の教育支援計画の策定

推進校は、長期的な視点に立って障害のある児童生徒の一人一人のニーズを的確に把握し、教育、医療、福祉、労働等の関係機関との連携による適切な教育的支援を効果的に行うことができるよう、教育的支援の目標や内容、役割等に関する計画

(個別の教育支援計画)の策定を行う。なお、小・中学校等における個別の教育支援計画の策定については、巡回相談等を通じて積極的に支援を行う。

エ 推進校以外の盲・聾・養護学校については、推進校に準じ、本事業への参加や教職員の専門性を生かした独自の取組をととして、平成19年度までにセンター的機能の役割を検証する。

(6) 特別支援教育コーディネーターの養成研修

ア 教育委員会は、コーディネーター研修を京都府総合教育センターの講座として実施する。

イ 各支援地域においても、コーディネーターの専門性を高めるため、実践を通じた研修を行う。

3 事業の実施

事業の実施期間は、平成18年度とする。

4 連絡会議

事業推進のため、各教育局担当者と養護学校巡回相談チーム担当者との連絡会議を必要に応じて開催する。

5 経 費

文部科学省から給付された経費を、本事業費に充てる。

6 事業報告等

教育委員会は、本事業終了後、事業の実施状況及び経理処理状況を取りまとめの上、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長に提出するものとする。

平成18年度「特別支援教育体制推進事業」委員名簿

調査研究運営会議

氏 名	区 分	所 属 ・ 職 名
竹田 契一	学識経験者	大阪教育大学名誉教授、大阪医科大学 LD センター顧問
友久 久雄		龍谷大学教授 < 委 員 長 >
藤谷 幸彦	教育職員	宇治市立宇治小学校長 < 副委員長 >
森田 薫		京都府立桃山養護学校校長
白敷 宗雄	関係機関	京都府保健福祉部障害者支援室副室長
藤原 敬	教育委員会の職員 (京都府)	乙訓教育局企画教育課長
木下 均		山城教育局企画教育課長
小笹 正人		南丹教育局企画教育課長
的場 正明		中丹教育局企画教育課長
岡田 佳之		丹後教育局企画教育課長
渡部 浩三		京都府総合教育センター特別支援教育部長
永野 憲男		京都府教育庁指導部特別支援教育課長
鋒山 智子		京都府教育庁指導部特別支援教育課指導主事
朝比奈 覚順		京都市教育委員会総合育成支援課首席指導主事

広域特別支援連携協議会

氏 名	区 分	所 属 ・ 職 名
友久 久雄	大学等	龍谷大学教授
小谷 裕実		京都教育大学助教授
衣笠 秀一	保健・福祉・ 労働部門	京都府保健福祉部障害者支援室長
川村しげる		京都府保健福祉部こども未来室長
大谷 学		京都府府民労働部雇用対策プロジェクト参事
吉岡 章		京都労働局職業安定部職業対策課長
向井仲和美		京都経営者協会専務理事
石田 肇	市町村教育委員会	宇治市教育委員会教育長(京都府市町村教育委員会連合会)
松本 公雄	幼稚園・学校	京都府立南山城養護学校長(京都府立盲・聾・養護学校長会)
森垣 壽一		城陽市立深谷小学校長(京都府障害児学級等設置学校長会)
徳田 節子		福知山市立福知山幼稚園長(京都府公立幼稚園園長会)
藤谷 幸彦		宇治市立宇治小学校長(京都府小学校校長会)
牧崎 幸夫		宇治市立東宇治中学校長(京都府中学校長会)
橋本 陽生		京都府立山城高等学校長(京都府立高等学校長会)
杓野 正憲	親の会	京都府障害児者親の会協議会事務局長
田中 鉄郎	府教育委員会	京都府乙訓教育局長(教育局長会)
奥野 義正		京都府総合教育センター所長
永野 憲男		京都府教育庁指導部特別支援教育課長

専門家チーム委員兼巡回相談員

氏 名	専 門 資 格	所 属 ・ 職 名
有賀 やよい	医師（精神科医）	（精神科医）
小谷 裕実	医師（小児科医）	京都教育大学教育学部助教授
四方 あかね	医師（小児科医）	舞鶴こども療育センター医師
加藤 寿宏	作業療法士	京都大学医学部助教授
灘 裕介	作業療法士	花ノ木医療福祉センター作業療法士
今野 芳子	臨床心理士	京都文教短期大学講師
安邨 啓子	心理判定員	宇治児童相談所技師
上松 幸一	臨床心理士	京都児童相談所技師
熊本 敬一		福知山児童相談所相談判定課長
小林 一義	養免1	京都市教育委員会総合育成支援課指導主事
小川 ひとみ		向日市立第6向陽小学校教諭
片山 加代子	特別支援教育士	長岡京市立長岡第七小学校教諭
安井 加代子	特別支援教育士SV、臨床発達心理士、養免2	宇治市立宇治小学校教諭
岡野 康子	臨床発達心理士、特別支援教育士	宇治市立平盛小学校教諭
大部 政弘		加茂町立泉川中学校教諭
堀 栄真	養免1	南丹市立園部小学校教諭
小林 昌宏	特別支援教育士	綾部市立綾部小学校教諭
奥村 康枝	特別支援教育士SV	福知山市立昭和小学校教諭
森岡 伸一	特別支援教育士	舞鶴市立倉梯小学校教諭
九鬼 崇	特別支援教育士	京丹後市立峰山小学校教諭
上井 豊	特別支援教育士	与謝野町立三河内小学校教諭
名内 美恵子	特別支援教育士、養免2	京都府総合教育センター特別支援教育部研究主事
青山 芳文	特別支援教育士SV、養免1	京都府立丹波養護学校副校長
上井 恵二	歩行訓練士	京都府立盲学校教諭
細矢 義伸	養免1、養免1、自立（聴）	京都府立聾学校教諭
玉村 総枝	学校心理士、養免1	京都府立桃山養護学校教諭
中上 瑞恵		京都府立城陽養護学校教諭
鋒山 智子	特別支援教育士SV、臨床発達心理士、養免2	京都府教育庁指導部特別支援教育課指導主事



支援地域巡回相談員

◆乙訓教育局(向日が丘養護学校相談支援チーム活用)

氏 名	専門資格等	所属・職名
服部春生	医師(小児科、小児神経科)	向日が丘養護学校校医
西村信一	医師(精神神経科)	向日が丘養護学校校医
郷間英世	医師(小児神経科)	奈良教育大学教授、医師
前田ハル子	医師(心療内科、児童精神科)	前田医院 医師
才村泰生		長岡病院 地域連携推進室長
渡邊実	臨床発達心理士	花園大学社会福祉学部・助教授(障害児心理)
西野美徳		長岡京市社会福祉協議会・コーディネーター
村山史洋		乙訓ひまわり園生活支援センター・センター長
高木恵子	臨床発達心理士、自閉症スペクトラム支援士	洛西愛育園・園長
清水里美	臨床心理士	教育相談員(長岡京市教育支援センター)、スクールカウンセラー
藤井英敏		教育相談員(長岡京市教育支援センター)
藤原由美子	特別支援教育士	向日市立向陽小学校・教諭
小川ひとみ		向日市立第6向陽小学校・教諭(通級担当)
土永勝		向日市立勝山中学校・教諭(通級担当)
片山加代子	特別支援教育士	長岡京市立長岡第七小学校・教諭(通級担当)
貴田由理		長岡京市立長岡第三中学校・教諭(通級担当)
是枝佳世	特別支援教育士	大山崎町立大山崎小学校・教諭
塩谷和子	特別支援教育士	大山崎町立第二大山崎小学校・教諭(通級担当)
古川絹江	特別支援教育士	大山崎町立第二大山崎小学校・教諭
中西昌史		向日市教育委員会・担当指導主事
小森信幸		長岡京市教育委員会・担当指導主事
中尾和子		大山崎町教育委員会・担当指導主事
小出信晴		向日が丘養護学校・副校長
山田定宏		向日が丘養護学校・小学部主事
倉橋克之		向日が丘養護学校・中学部主事
吉村吟子	臨床発達心理士、言語聴覚士、特別支援教育士	向日が丘養護学校・教諭(自立活動部)
梶原尚子	言語聴覚士、臨床発達心理士	向日が丘養護学校・教諭(自立活動部)
藤澤和子	言語聴覚士、臨床発達心理士	向日が丘養護学校・教諭(自立活動部)
沢月子		向日が丘養護学校・教諭(自立活動部)
堀部好一		向日が丘養護学校・教諭(自立活動部)
川高寿賀子	臨床発達心理士	向日が丘養護学校・教諭(自立活動部)
和田由起子		向日が丘養護学校・教諭(自立活動部)
広瀬隆彦		向日が丘養護学校・教諭(自立活動部)
安福陽一		向日が丘養護学校・教諭(自立活動部)
大泉裕子		向日が丘養護学校・教諭
山内堅二	特別支援教育士、言語聴覚士、学校心理士	向日が丘養護学校・教諭
細野由美子		向日が丘養護学校・教諭
松宮功	特別支援教育士	乙訓教育局・総括指導主事
藤川敬之		乙訓教育局・指導主事

◆山城教育局北部(宇治・八幡)(桃山養護学校相談支援チーム活用)

氏 名	専門資格等	所属・職名
渡邊実	臨床発達心理士	花園大学社会福祉学部・助教授
田中真介	応用心理士	京都大学高等教育研究開発推進センター・助教授
小谷裕実	医師(小児科)	京都教育大学教育学部・助教授
荒木穂積		立命館大学大学院応用人間発達研究科・教授
竹村隆太	医師(精神科)	竹村診療所・理事長
石川理	医師(整形外科)	石川整形外科医院・院長、桃山養護学校校医
廣兼元太	医師(精神科)	廣兼医院・院長、桃山養護学校校医
伊藤勝敏		府立桃山学園・園長
西山治		宇治作業所・所長
安井加代子	特別支援教育士SV、臨床発達心理士	宇治市立宇治小学校・教諭(通級担当)
岡野康子	特別支援教育士、臨床発達心理士	宇治市立平盛小学校・教諭(通級担当)

赤野秀実		宇治市立槇島中学校・教諭(通級担当)
山田眞弓	学校心理士、臨床発達心理士	八幡市立八幡第二小学校・教諭(通級担当)
村田尚美		城陽養護学校・教諭(教育相談担当)
小国祥子		桃山養護学校・教諭(自立活動担当)
辻喜朗		桃山養護学校・教諭(自立活動担当)
大東弘明		桃山養護学校・教諭(自立活動担当)
谷早苗	臨床発達心理士	桃山養護学校・教諭(自立活動担当)
中村あゆみ		桃山養護学校・教諭(自立活動担当)
三科哲治	臨床発達心理士	桃山養護学校・教諭(自立活動担当)
東明美		桃山養護学校・教諭(自立活動担当)
大坂誠		桃山養護学校・教諭(自立活動担当)
角野範子		桃山養護学校・教諭(自立活動担当)
納橋志津子		桃山養護学校・教諭(自立活動担当)
坂見由美子		桃山養護学校・養護教諭
神崎昌美		桃山養護学校・養護教諭
渡瀬清見		桃山養護学校・看護師
田代和子		桃山養護学校・看護師
今泉祥子	臨床発達心理士、言語聴覚士	桃山養護学校・教諭
玉村総枝	学校心理士	桃山養護学校・教諭

◆山城教育局南部(南山城養護学校相談支援チーム活用)

氏 名	専門資格等	所属・職名
有賀やよい	医師(精神科)	
今野芳子	臨床心理士	京都文教短期大学・講師
服部敬子		京都府立大学福祉社会学部・助教授
傍島規子		相楽圏域障害者総合相談支援センター・ゼネラルケアマネージャー
広瀬明彦		相楽福祉会・理事 花園大学助教授
井関真理子		木津町立木津小学校・教諭(通級担当)
宮原麻美	特別支援教育士	木津町立木津中学校・教諭
大仲順子		加茂町立泉川中学校・教頭
大部政弘		加茂町立泉川中学校・教諭(通級担当)
亀谷奈津子	特別支援教育士、臨床発達心理士	和束町立和束中学校・教諭
新谷裕美		精華町立精華台小学校・教諭
河口弘信		笠置町教育委員会・指導主事
西村勝彦		京田辺市立田辺小学校・教諭(通級担当)
伊家京子		京田辺市立大住小学校・教諭
小堀裕子		京田辺市立大住中学校・教諭
山本たまき		井手町立井手小学校・教諭
一瀬智		宇治田原町立維孝館中学校・教諭
鈴木隆子	特別支援教育士	城陽市立寺田南小学校・教諭(通級担当)
佐藤一代		城陽市立寺田南小学校・教諭(通級担当)
濱田美春		城陽市立南城陽中学校・教諭(通級担当)
生駒尚子		久御山町立東角小学校・教諭(通級担当)
家田雅彦		南山城養護学校・教諭(運動機能指導専任)
北森仁		南山城養護学校・教諭(運動機能指導専任)
宮崎清隆		南山城養護学校・教諭(運動機能指導専任)
石川喜美子		南山城養護学校・教諭(運動機能指導専任)
久保瑞江		南山城養護学校・教諭(言語指導専任)
加藤良恵	言語聴覚士	南山城養護学校・教諭(言語指導専任)
白柳拓保		南山城養護学校・教諭(療育指導専任)
羽野真子		南山城養護学校・教諭(療育指導専任)
生水淳稔		南山城養護学校・教諭(療育指導専任)
小角令子		南山城養護学校・教諭(療育指導専任)
中熊玲子		南山城養護学校・教諭(療育指導専任)
東敦子		南山城養護学校・教諭(療育指導専任)

柳原重治	
北川雅子	
大森直也	臨床発達心理士
北端順子	
棚田光枝	
春名史佳	
村上英美子	
篠原まどか	
鶴谷園子	学校心理士、臨床発達心理士
山坂良子	
相馬裕一	
山田和孝	

南山城養護学校・教諭(療育指導専任)
南山城養護学校・教諭(療育指導専任)
南山城養護学校・教諭(特別支援部)
南山城養護学校・教諭(就学相談部)
南山城養護学校・教諭(高等部)
南山城養護学校・教諭(特別支援部)
南山城養護学校・教諭(特別支援部)
南山城養護学校・教諭(特別支援部)
南山城養護学校・教諭(特別支援部)
南山城養護学校・教諭(特別支援部)
南山城養護学校・教諭(特別支援部)
南山城養護学校・副校長

◆南丹教育局(丹波養護学校相談支援チーム活用)

氏名	専門資格等	所属・職名
角掛奈奈子	医師(精神科・神経科)	公立南丹病院・精神科神経科医長
浅野武男		社会福祉法人花ノ木・心理判定員
高木恵子	臨床発達心理士	洛西愛育園・園長
小崎由美子		つくし園・施設長
荒樋博利		社会福祉法人花ノ木・障害者地域療育等支援事業コーディネーター
木村恵美子		南丹保健所 保健室健康支援担当副室長
丹治和美		南丹保健所 保健室健康支援担当主任
黒木律子	学校心理士、臨床発達心理士、特別支援教育士	亀岡市立亀岡小学校・教諭(通級担当)
森節子	特別支援教育士	南丹市立園部小学校・教諭(通級担当)
山田珠美	社会福祉士、学校心理士、学校カウンセラー、特別支援教育士	亀岡市立東輝中学校・教諭(通級担当)
関典子	特別支援教育士	南丹市立園部中学校・教諭(通級担当)
泉英博		丹波養護学校・副校長
青山芳文	特別支援教育士SV	丹波養護学校亀岡分校・副校長
平岡克也		丹波養護学校・高等部主事
藤田敦子		丹波養護学校・教諭
大塚幸代		丹波養護学校・教諭
高野芳子	特別支援教育士	丹波養護学校・教諭
岡田知子		丹波養護学校・教諭・(自立活動部療育担当)
小磯良子		丹波養護学校・教諭・(自立活動部療育担当)
岩西誠二		丹波養護学校・教諭・(自立活動部療育担当)
林尊子		丹波養護学校・教諭・(自立活動部療育担当)
矢澤治	臨床発達心理士	丹波養護学校・教諭・(自立活動部療育担当)
春好憲		丹波養護学校・教諭・(自立活動部言語担当)
野際裕子	特別支援教育士	丹波養護学校・教諭・(自立活動部言語担当)
馬場月美		丹波養護学校・教諭・(自立活動部言語担当)
川崎明德		丹波養護学校・教諭(自立活動部機能訓練担当)
高橋謙二		丹波養護学校・教諭(自立活動部機能訓練担当)
高橋美明		丹波養護学校・教諭(自立活動部機能訓練担当)
永田学		丹波養護学校・教諭(自立活動部機能訓練担当)

◆中丹教育局(舞鶴市以外)(中丹養護学校相談支援チーム活用)

氏名	専門資格等	所属・職名
全有耳	医師(小児科)	府立中丹西保健所・保健室担当係長
谷康洋	医師(精神科)	福知山もみじヶ丘病院クリニック「まほら」
牧陽一	医師(整形外科)	牧整形外科医院・院長(学校医)
朝比奈恭子	臨床心理士	スクールカウンセラー
矢尾和廣		福知山学園・施設長

太田正己		皇學館大學社会福祉学部・教授
鎌田得宏		福知山児童相談所・相談係長
亀井博幸		あやべ作業所・施設長
神内厚志		福知山公共職業安定所専門相談部門 就職促進指導官
西村竜明		福知山市立南陵中学校・教諭(通級担当)
亀井和博		綾部市立綾部中学校・教諭(通級担当)
奥村康枝	特別支援教育士SV	福知山市立昭和小学校・教諭(通級担当)
淀井泉		綾部市立綾部小学校・教諭(通級担当)
藤原優子		中丹養護学校・副校長
下川美和子		中丹養護学校・部主事
尾崎澄子		中丹養護学校・部主事
片野義一	心理リハビリテーショントレーナー	中丹養護学校・部主事
井上悦子	臨床発達心理士	中丹養護学校・教諭
栢分千晶		中丹養護学校・教諭
山中浩之		中丹養護学校・教諭
倉ヶ市裕美佳		中丹養護学校・養護教諭

◆中丹教育局(舞鶴市)(舞鶴養護学校相談支援チーム活用)

氏 名	専門資格等	所属・職名
四方あかね	医師(小児科)	舞鶴こども療育センター・小児科医長
山下達久	医師(精神・神経科)	国立病院機構舞鶴医療センター・臨床研究部長
太田正己		皇學館大學社会福祉学部・教授
塩見晴紀	心理療法士	国立病院機構舞鶴医療センター
大泉邦暉		舞鶴市障害児通園施設さくらんぼ園・園長
鈴木令子		地域生活支援センターみずなぎ・センター長
橋本真二		舞鶴市保健福祉部児童・障害福祉課・主査
小栗栖富次		舞鶴公共職業安定所・所長
津島徹		トータルサポートセンター所長
山下浩二		トータルサポートセンター員
村上恵子	特別支援教育士	舞鶴市立倉梯小学校・教諭(通級担当)
森岡伸一	特別支援教育士	舞鶴市立倉梯小学校・教諭(通級担当)
米田典子		舞鶴市立明倫小学校・教諭(通級担当)
羽柴千秋	特別支援教育士	舞鶴市立明倫小学校・教諭(通級担当)
中村羊子	特別支援教育士	舞鶴市立明倫小学校・教諭(通級担当)
山口幸子		中丹教育局・指導主事
村瀬敏則	臨床心理士	府総合教育センター北部研修所・教育相談研究員
室木義治	心理リハビリテーションSV	舞鶴養護学校・副校長
水上清広		舞鶴養護学校・部主事
筒井彰		舞鶴養護学校・部主事
山本直之		舞鶴養護学校・部主事
堀川雅文		舞鶴養護学校・教諭
仲西久美子	特別支援教育士	舞鶴養護学校・教諭
須郷敏広		舞鶴養護学校・教諭
荒木淳子	言語聴覚士・特別支援教育士	舞鶴養護学校・教諭
中西秀一		舞鶴養護学校・教諭
渡邊利行		舞鶴養護学校・教諭
佐織学	心理リハビリテーショントレーナー	舞鶴養護学校・教諭
加志村直子		舞鶴養護学校・教諭
高木智美		舞鶴養護学校・養護教諭
井崎真希子		舞鶴養護学校・養護教諭

◆丹後教育局(与謝の海養護学校相談支援チーム活用)

氏 名	専門資格等	所属・職名
繁成剛		近畿福祉大学社会福祉学部・教授
四方あかね	医師(小児科)	舞鶴こども療育センター・小児科医長
有賀やよい	医師(精神科)	府立心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院神経内科嘱託医
沖上みゆき		障害者生活支援センター結(ゆい)・コーディネーター
磯野ゆかり		障害者生活支援センターかもめ・主任相談員
平井英男		峰山公共職業安定所・総括職業指導官
伊藤信也		京丹後障害者地域生活支援センターもみの木
竹中龍平		福知山児童相談所・判定指導係長
小牧千里	特別支援教育士	宮津市立宮津小学校・教諭(通級担当)
糸井恵子		宮津市立宮津中学校・教諭(通級担当)
九鬼崇	特別支援教育士	京丹後市立峰山小学校・教諭(通級担当)
村上富美子		京丹後市立大宮第一小学校・教諭(通級担当)
志水希代美		京丹後市立網野北小学校・教諭(通級担当)
寺田政子		京丹後市立間人小学校・教諭(通級担当)
荒木良子	特別支援教育士	京丹後市立鳥取小学校・教諭(通級担当)
村野ひろ子		京丹後市立佐濃小学校・教諭(通級担当)
岡田志朗		伊根町立伊根小学校・教諭(通級担当)
青木伸代	特別支援教育士	与謝野町立加悦小学校・教諭(通級担当)
田崎由美子		与謝野町立岩滝小学校・教諭(通級担当)
土井豊	特別支援教育士	与謝野町立三河内小学校・教諭(通級担当)
今井俊行		与謝の海養護学校・部主事
中西満壽美		与謝の海養護学校・教諭
伊藤和子		与謝の海養護学校・教諭
渋谷道典		与謝の海養護学校・教諭
芦原孝野		与謝の海養護学校・教諭
篠原勇		与謝の海養護学校・教諭
宇治川博一		与謝の海養護学校・教諭
小長谷ルミ	言語聴覚士	与謝の海養護学校・教諭
日下部みはる		与謝の海養護学校・教諭
坂根奈美		与謝の海養護学校・教諭
松村平八郎		与謝の海養護学校・教諭
榊田恵子		与謝の海養護学校・教諭

専門家チーム・巡回相談等に御協力いただける方の紹介

専門家チーム:

平成19年度から市町村教育委員会の専門家チームにも御協力いただける医師のリストが、日本児童青年精神医学会から届いています。

専門家チームへの協力を希望される市町村教育委員会は、府教委特別支援教育課へお問い合わせください。

具体的な協力内容は各医師と御相談いただくことになります。

専門家チーム、巡回相談、校内研修など:

学校環境の中での具体的支援を含めて御協力いただける作業療法士のリストが、京都府作業療法士会から届いています。

支援を希望される方は、府教委特別支援教育課へお問い合わせください。

具体的な支援例は加藤先生のコラム(p80)を御覧ください。

京都府教育委員会

京都府特別支援教育体制推進事業調査研究運営会議

特別支援教育充実ガイド

～ 一人一人のニーズに応じた支援を進めるための
各支援地域、学校での事例と新たな取組 ～

平成19年3月31日

京都府教育委員会

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL : (075) 414-5835 (特別支援教育課)

FAX : (075) 414-5739

執筆協力者：専門家チーム委員、各教育局担当指導主事、養護学校巡回相談窓口担当者、

亀岡市教育委員会

京都障害児者親の会、日本自閉症協会京都支部、京都LD親の会たんぽぽ、

ONLY ONEの会（高機能自閉症・アスペルガー症候群及び周辺の発達障害親

の会）及び京都ADHD親の会クローバーの各代表者

資料提供者：朱雀高校、城陽高校、西舞鶴高校、その他協力校



古紙配合率100%再生紙を使用しています